

第104号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表48の項に次の1号を加える。

(5) 法第23条の規定に基づく旅行サービス 手配業の登録を受けようとする者	14,800円
---	---------

別表63の項を次のように改める。

63 不動産特定共同事業 法関係手数料	(1) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下この項において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可を受けようとする者	80,000円
	(2) 法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者	60,000円
	(3) 法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新を受けようとする者	60,000円

別表64の5の項の次に次の1項を加える。

64の6 住宅 確保要配慮者に対する	(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項において「法」と	
-----------------------	---	--

賃貸住宅の
供給の促進
に関する法
律関係手数
料

いう。)第8条の規定に基づく住宅確保
要配慮者円滑入居賃貸住宅(以下この項
において「賃貸住宅」という。)の登録
を受けようとする者

ア 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が1戸のもの 6,000円

イ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が2戸以上4戸以下のもの 6,500円

ウ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が5戸以上9戸以下のもの 8,000円

エ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が10戸以上19戸以下のもの 9,000円

オ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が20戸以上29戸以下のもの 10,000円

カ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が30戸以上39戸以下のもの 10,500円

キ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が40戸以上49戸以下のもの 11,000円

ク 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が50戸以上99戸以下のもの 12,000円

ケ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸
数が100戸以上のもの 16,000円

(2) 法第12条の規定に基づく賃貸住宅の変
更の登録を受けようとする者(その変更
が賃貸住宅の戸数の追加である場合に限
る。)

ア 賃貸住宅の戸数の追加に係る変更の 1,000円

	登録を受けようとする賃貸住宅の戸数 (以下この号において「追加に係る賃貸住宅の戸数」という。)が1戸以上 4戸以下のもの	
イ	追加に係る賃貸住宅の戸数が5戸以上 9戸以下のもの	3,000円
ウ	追加に係る賃貸住宅の戸数が10戸以上 19戸以下のもの	4,000円
エ	追加に係る賃貸住宅の戸数が20戸以上 29戸以下のもの	5,000円
オ	追加に係る賃貸住宅の戸数が30戸以上 39戸以下のもの	5,500円
カ	追加に係る賃貸住宅の戸数が40戸以上 49戸以下のもの	6,000円
キ	追加に係る賃貸住宅の戸数が50戸以上 99戸以下のもの	7,000円
ク	追加に係る賃貸住宅の戸数が100戸 以上のもの	11,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表64の5の項の次に1項を加える改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第24号)の施行の日
 - (3) 別表63の項の改正規定 平成29年12月1日

(4) 別表48の項の改正規定 平成30年1月4日

(経過措置)

- 2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定により、改正法第2条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の登録を受けようとする者が、改正法の施行前においても行うことができることとされた改正法附則第4条の規定による申請を行う場合には、前項第4号に掲げる改正規定の施行前においても、この条例による改正後の島根県手数料条例別表48の項第5号の規定の例により手数料を納付しなければならない。